

- 4 甲は、第1項の規定により成果報告書の提出を受けたときは、その内容が本契約に適合するものであるかどうかを審査するものとする。
- 5 甲は、成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料（作業上作成した資料を含む。）の提出を乙に求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

第3章 変更手続

（変更契約の締結）

第13条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更することができるものとする。

- (1) 委託期間の中途において、委託額又は委託期間の変更を行う必要が生じたとき。
 - (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により本契約に定める条件での契約の一部の履行が困難となったとき。
 - (3) 予算又は方針の変更等の事由により本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の規定による本契約内容の変更において、相手方の承諾を得た甲又は乙は、相手方と変更契約書を取り交わし、変更契約を締結するものとする。その際、事業計画書の記載内容に変更が生じる場合は、乙は、新たな事業計画書を甲に提出するものとする。

（事業計画書の変更）

第14条 乙は、事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに別紙様式第7号により作成した事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定により変更契約を締結する場合
 - (2) その他、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更（事業内容の軽微な変更の場合及び事業計画の収支予算内訳における経費の10%以内の流用の場合（ただし、人件費への流用を除く））である場合
- 2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

（契約者の変更の報告）

第15条 乙は、その名称、代表者又は住所を変更したときは、別紙様式第8号により作成した契約者等異動報告書により、速やかに甲に報告しなければならない。

第4章 支払いに関する手続

（実績報告書の提出）

第16条 乙は、委託業務が完了した日（第38条、第39条又は第40条の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合はその解除の日）の翌日から起算して10日以内又は令和7年2月28日のうちいずれか早い日までに、別紙様式第9号により作成した実績報告書に第11条で定める証憑書類等の原本又はその写しを添付して甲に提出しなければならない。なお、甲が不要と認めた証憑書類についてはこの限りではない。

- 2 業務の出来形部分に関する部分払の場合は、乙は、業務の出来形部分に関する部分完了報告書及び部分成果報告書を甲に提出しなければならない。
- (1) 出来形部分に関する部分完了報告書の提出は第1項を準じて行うものとする。
 - (2) 出来形部分に関する部分成果報告書の提出は第12条を準じて行うものとする。
 - (3) 出来形部分に関する検査及び報告の要求は第17条を準じて行うものとする。
 - (4) 出来形部分に関する額の確定は第18条を準じて行うものとする。
 - (5) 出来形部分に関する経費の請求及び支払は第19条を準じて行うものとする。

（検査及び報告の要求）

第17条 甲は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容が本契約に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

- 2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。